明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学二）　一
○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七）　五
○建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八）　一〇
〔告　示〕
○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁一～二七）　一四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務四四～五一）　一五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同五二、五三）　二三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同五四～五六）　二六
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の件（国土交通二二八）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　三四
裁判所
破産、免責関係　三六
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、司法書士名簿登録等、税理士登録者関係　三七
地方公共団体
行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　三七

省令

○文部科学省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十日

文部科学大臣　下村　博文

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「教育組織」を「教員組織」に改める。

第三条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、教員個人調書（別記様式第四号）及び教員就任承諾書（別記様式第五号）を提出することを要しないものとし、当該学科を開設する年度の前年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

第四条中「第七項まで及び第九項」を「第八項まで及び第十項」に改め、同条の表中「第三条第四項」を「第三条第五項」に、「第三条第五項」を「第三条第六項」に、「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、同表第三条第一項の項の次に次のように加える。

第三条第四項		
	学科を開設	大学設置基準第五十条第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項に規定する国際連携学科を設置
	専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更	大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更

第五条中「第四項及び第七項」を「第五項及び第八項」に改め、同条の表中「第三条第四項」を「第三条第五項」に、「第三条第七項」を「第三条第八項」に改める。

第六条第一項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改める。

第十条中「」及び第六項」を「」及び第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第三条第四項（第四条において準用する場合を含む。）の申請があった場合には、当該申請のあった月の翌月から起算して六月以内に当該申請に係る認可をするかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

別記様式第二号（その一の二）中「実験・演習」を「実験・実習」に改める。